

沖縄地方非常通信協議会の概要

電波法第74条の規定に基づき、地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的に設立されました。

国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する協議機関として位置付けられており、中央非常通信協議会（会長：総務省総合通信基盤局長）と連携し、非常時に備えた通信計画の作成や通信訓練等を実施しています。

設立 昭和47年9月29日（現在の構成員：97団体）

役員 会長：総務省沖縄総合通信事務所長

副会長：沖縄気象台次長、沖縄県知事公室基地防災統括監

○「防災基本計画」（平成23年12月改正、中央防災会議）における位置付け

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第5節

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(3) 通信手段の確保

- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

9 防災関係機関の防災訓練の実施

(2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体及び公共機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。

（第4編風水害対策編、第5編火山災害対策編、第6編雪害対策編、第7編海上災害対策編、第8編航空災害対策編、第9編鉄道災害対策編、第11編危険物等災害対策編、第13編大規模な火事災害対策編、第14編林野火災対策編、第15編その他の災害に共通する対策編、において同旨）

第16編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

第2章 災害応急対策に関する事項

15 災害時における通信計画に関する事項

非常通信協議会を中心とする非常通信体制の整備、有線、無線通信の一体的活動及び郵便通信施設による応急対策通信等重要通信の確保に関する計画

※「国民の保護に関する基本指針」（平成20年10月最終改正）においても同旨。

参考HP：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/hijyo/index.htm>